

諮問番号：令和3年度 諮問第4号

答申番号：令和3年度 答申第4号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 就労先に雇用契約を解除され、令和3年1月以降は就労収入がなくなるため、求職活動を続けているが、年齢等の理由や新型コロナウイルス感染症の影響により新たな就労先が決まらず、就労収入を得ることができない見込みがない。
- (2) 令和2年11月支払分の給与は、通信費、光熱水費及び医療費に充当し、前就労先の最終給与である同年12月支払分の給与は、家賃、駐車料金、公共料金、交通違反の罰金等に充当したことから、家賃を支払う金銭的余裕がない。
- (3) 以上のことから、処分庁が令和2年12月7日付け札幌自2490-1号により行った生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

- (1) 処分庁は、請求人が令和2年11月30日付けで行った住居確保給付金（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金をいう。以下同じ。）の支給期間の再延長に係る申請（以下「本件申請」という。）を行った日（以下「本件申請日」という。）の属する月における請求人の世帯（以下「本件世帯」という。）の収入の額（以下「本件収入額」という。）が、本件世帯の基準額（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）第4条第1号イに規定する基準額をいう。以下同じ。）及び住宅扶助基準に基づく額（同号イに規定する住宅扶助基準に基づく額をいう。以下同じ。）を合算した額（以下「本

件収入基準額」という。)を上回ることから、請求人が施行規則第10条第3号に該当しない者であるとして本件処分を行ったものである。

- (2) 請求人自身の経済的な困窮の状況により本件処分の取消しを求める請求人の主張に理由はなく、また、本件処分に当たって、処分庁においては、本件申請日の属する月の翌月である令和2年12月における本件世帯の収入の見込額を確認し、同月の収入で審査をしても本件収入基準額を上回り、支給要件に該当しない蓋然性が高いと判断しており、本件処分は手続を含めて適正なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

#### 1 審理員意見書の要旨

##### (1) 事案の概要

ア 令和2年6月12日、請求人は、住居確保給付金の支給を求めて、処分庁宛ての「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」及び添付書類を、住居確保給付金の申請の受付について札幌市から受託している札幌市生活就労支援センター（以下「支援センター」という。）に提出した。

イ 請求人から提出された前記アの申請書及び添付書類には、本件世帯が、請求人と請求人の二女（以下「二女」という。）との2人世帯であること及び請求人が賃借する住宅の家賃が〇円であることが記載されていた。

ウ 令和2年7月10日、処分庁は、前記アの申請に対して、同年6月（同年7月家賃相当分）から同年8月（同年9月家賃相当分）までの3か月間において住居確保給付金を支給することを決定し、請求人宛て通知した。

エ 令和2年8月24日、請求人は、処分庁宛ての「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間延長）」及び添付書類を支援センターに提出した。

オ 令和2年9月4日、処分庁は、前記エの申請に対して、同月（同年10月家賃相当分）から同年11月（同年12月家賃相当分）までの3か月間において引き続き住居確保給付金を支給することを決定し、請求人宛て通知した。

カ 令和2年11月30日、請求人は、住居確保給付金の支給期間の再延長を求めて、処分庁宛ての「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間再延長）」及び添付書類（以下これらを「本件申請書等」という。）を支援センターに提出し、支援センターの担当者（以下「担当者」という。）は、本件世帯の収入額

から、請求人が施行規則第 10 条第 3 号に該当しない者であることを確認した。  
キ 令和 2 年 12 月 3 日、担当者は、請求人から本件世帯の同月の収入の見込額を聞き取り、当該金額では、請求人が施行規則第 10 条第 3 号に該当しない者であることを確認した。

ク 処分庁は、本件申請書等により、本件収入額が〇円であることを確認した。

ケ 令和 2 年 12 月 7 日、処分庁は、前記クの本件収入額から、請求人が、施行規則第 10 条第 3 号に該当しない者であると判断し、本件処分を行った。

コ 令和 3 年 1 月 9 日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

## (2) 判断

ア 処分庁が認定した本件収入額及び本件収入基準額は妥当又は相当と認められるところ、本件収入額は本件収入基準額を上回っており、施行規則第 10 条第 3 号に該当しないことから、本件処分は法及び施行規則の定めるところにより適正に行われたと認められ、本件処分に違法又は不当な点はないものと判断される。

イ 本件申請日の属する月の翌月である令和 2 年 12 月の本件世帯の収入の状況が本件収入基準額に満たない場合には、処分庁において、例外的な取扱いにより請求人に対して支給期間の再延長を認めるという判断も有り得たものと思料されるが、同月の収入の見込みについては、支援センターにおいて請求人から聞き取りを行い、本件収入基準額を超過する予定である旨を確認しており、処分庁において同月の本件世帯の収入で審査をしても、本件収入基準額を上回り、支給要件に該当しない蓋然性が高いと判断して、同月 7 日時点で本件処分を行ったことは、社会通念に照らしても妥当なものであり、当該判断に裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 請求人は、給与については、通信費、光熱費及び医療費のほか、家賃、駐車料金、公共料金、交通違反の罰金等の支払に充当したことから、金銭的余裕がないと主張しているが、申請者個々の支出の状況については住居確保給付金の支給の可否を決定する要件とはならないことから、当該主張は本件処分を取り消す根拠とはなり得ないものと解するのが相当である。

## 2 審理員審理の経過（日付は、令和 3 年）

2月10日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
3月4日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
4月8日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
4月15日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

#### 第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

#### 第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和3年）

5月19日	審査庁が、本審査会に諮問
8月23日	第1回調査審議（令和3年度第3回札幌市行政不服審査会）

#### 第6 本審査会の判断の理由

法は、「生活困窮者」を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第3条第1項）と定義した上で、住居確保給付金については「生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金」（同条第3項）と定義している。

また、住居確保給付金については、法第6条第1項において、法第3条第3項に規定するもののうち、「当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る」と支給対象者を限定するとともに、法第6条第2項において、住居確保給付金の額及び支給期間その他住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めるとされている。

そして、法第6条第1項の「厚生労働省令で定めるもの」については、施行規則第

10 条において、同条各号のいずれにも該当する者と定められており、収入に係る要件については、同条第 3 号において「申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の 1 月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること」と定められている。

施行規則第 10 条第 3 号の「収入の額」の算定について、札幌市においては、札幌市住居確保給付金支給要綱(平成 27 年 3 月 30 日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。) 3 (1) エにおいて、「世帯内の給与収入及び事業収入、雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付、親族等からの継続的な仕送り、継続的な借入金等について合算して算定する。算定に用いる対象額は、給与収入は課税対象額、事業収入は経費を差し引いた控除後の額とし、それ以外の収入については、原則として控除等前の総支給額とする。なお、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近 3 箇月間の収入額の平均に基づき推計する。」と定めている。

また、「基準額」については、施行規則第 4 条第 1 号イにおいて、「申請日の属する年度(申請日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者の収入の額を 12 で除して得た額」と定められており、札幌市においては、要綱別表 1 において、世帯人数別の基準額の具体的な額を掲げている。

そして、「住宅扶助基準に基づく額」については、同号イにおいて、「昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号(生活保護法による保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準に基づく額」と定められているところ、生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)(平成 27 年 4 月 14 日付け社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「住宅扶助通知」という。)において、札幌市における世帯人数別の住宅扶助の限度額が定められている。

住居確保給付金の支給期間については、施行規則第 12 条第 1 項において、原則 3 月間とした上で、支給期間中において住居確保給付金の支給を受ける者が施行規則第 10 条第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当する場合であって、引き続き住居確保

給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができるものと定められており、要綱7(1)においては、支給期間を原則3月間を限度とした上で、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合には、3月を限度に支給期間を2回まで延長することができるものと定めている。

そこで、本件について見ると、本件処分は、本件収入額が本件収入基準額を上回り、請求人が施行規則第10条第3号に掲げる要件に該当しないとして行われたものと認められることから、本件収入額と本件収入基準額をそれぞれ算出し、これらを比較する。

まず、本件申請日の属する月である令和2年11月の本件世帯の収入の額である本件収入額については、〇円となることが認められる。

次に、前記のとおり、本件世帯は2人世帯であると認められるところ、2人世帯の基準額については、要綱別表1で13万円と掲げられている。

基準額については、前記のとおり、所得割以外の市町村民税が課されていない者の収入の額を12で除して得た額とされている。そして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」（令和2年7月3日付け社援発0702第2号厚生労働省社会・援護局長通知）により示された「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和2年7月3日第7版。以下「自治体事務マニュアル」という。）第7の2(1)エ①においては、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、具体的な計算手順として、各自治体の条例の内容を踏まえ、市町村民税の均等割が非課税となる所得額に、給与所得者か否かにかかわらず、給与所得控除額を加えた額（1,000円未満切捨て）を所得割以外の市町村民税が課されていない者の収入の額とし、当該額に1/12を乗じ、1,000円未満の端数を切り上げることにより基準額を算出することが示されている。

この計算手順に当てはめて、本件申請日の属する年度における2人世帯（申請者と同一の世帯に属する人数を申請者の扶養親族の数とする。）の基準額を計算すると、要綱別表1に定めているとおり、13万円（＝（35万円×2＋21万円）＋65万円）×1/12）となることが認められる。

また、請求人が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額については、〇円であること

が認められるところ、住宅扶助通知における2人世帯の住宅扶助の限度額は43,000円であることから、当該家賃の額は住宅扶助基準に基づく額を超えている。

したがって、本件収入基準額は、2人世帯の基準額である13万円に住宅扶助基準に基づく額である43,000円を合算した173,000円となることが認められる。

そして、これらの本件収入額及び本件収入基準額の算定方法については、住居確保給付金が離職等により経済的に困窮した生活困窮者に対して支給されるものであることに鑑みると、合理性を欠いていると認められるものではない。

したがって、本件収入額が本件収入基準額を上回ることから、請求人が施行規則第10条第3号に掲げる要件に該当しないとして本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

ところで、請求人は、令和2年12月2日付けで雇用契約が解除となり、求職活動が続いているが、新たな就労先の決定に至っておらず、就労収入を得られる見込みがない旨を主張している。

この点、法は、生活困窮者の増大の中で、生活支援を最後のセーフティネットである生活保護制度のみに委ねることはできず、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが緊要の課題となっているとして、重層的なセーフティネットのうちの第2のセーフティネットを担うものとして整備されたものであり、また、施行規則第16条において、住居確保給付金の支給が終了した後に、自己の責めに帰すべき理由によらない解雇等により経済的に困窮した場合は、住居確保給付金の再支給の制限から除外されていることを踏まえると、当該主張によっても、本件収入額が本件収入基準額を上回ることから令和2年12月（令和3年1月家賃相当分）以後の住居確保給付金を支給しないこととする本件処分を行った処分庁の判断が、違法又は不当であるということとはできない。

また、処分庁においては、要綱3(1)エにおいて、「申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う」と定めていることから、期間延長に係る申請の場合においても、申請日の属する月の翌月において要件に該当する場合は、期間延長を行うこととしていることである。

しかし、本件申請日の属する月の翌月である令和2年12月においては、請求人が同年11月に就労した分の給与が支払われることとなっており、本件世帯の収入が本件収入基準額を超える見込みであることを担当者が請求人に確認していた上、当該収入が本件収入基準額を下回る事がうかがわれる事情も存在しないことから、この点を踏まえても、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

次に、請求人は、令和2年11月に支払われた給与は、通信費、光熱水費及び医療費の支払に、同年12月に支払われた給与は、家賃、駐車料金、公共料金、交通違反の罰金等の支払に充てており、金銭的余裕がない旨を主張している。

しかし、そもそも住居確保給付金の支給要件において、家賃以外の個々の世帯の支出の状況を考慮することは定められていないところ、前記のとおり、法は、重層的なセーフティネットのうちの第2のセーフティネットを担うものとして整備されたものであり、また、住居確保給付金が離職等により経済的に困窮し、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる生活困窮者に対して住宅扶助基準に基づく額を上限として家賃に相当する額を支給するものであることに鑑みると、住居確保給付金の支給の可否を判断するに当たって、家賃以外の個々の世帯の支出の状況を考慮しないことが不合理であるということとはできない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

#### 札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸本太樹
委員	林賢一
委員	片桐由喜